

第 1 回 第 11 期多治見市財政問題市民懇話会会議録（要旨）

日時 令和 7 年 8 月 18 日（月） 15：30～

場所 多治見市役所 本庁舎 4 階会議室

<出席委員> 森岡会長、成瀬副会長、伊藤委員、佐藤（逸）委員、佐藤（薫）委員

<事務局> 桜井企画部長、小栗財政課長、大前、柏木、岡田

1 委嘱状の交付

2 企画部長あいさつ

3 自己紹介

4 会長及び副会長の互選

5 議題

（１）公の施設等の使用料及び利用料金減免の見直しについて

（２）令和 6 年度決算からみた多治見市の財政状況について

（３）その他

【主な意見等】

（１）公の施設等の使用料及び利用料金減免の見直しについて

委員	減免団体として登録されている 104 団体のうち、65 団体が減免制度を利用しているとのことだが、減免団体の利用状況の増減はどのようなか。
事務局	今回初めて各施設の利用実績を調査したため、過去からの推移は判断できない。今回の調査を継続することにより、以降の利用実績の経過は見るができるため、次回（４年後）の見直しの際は新たな判断材料になる。
委員	電気代等のエネルギー価格高騰により、減免割合を変更することはあるか。
事務局	部屋の使用料については昨年度見直しを行い、令和 7 年度から値上げをしている。減免については使用する団体の性質に照らし合わせて適用している状況である。
委員	減免団体の基準については公表されているか。
事務局	会議資料で示した減免団体の基準は、今回の見直しにあたり作成した内部基準であり公表はされていない。
委員	エアコン使用料について、減免の適用はあるか。
事務局	エアコン等の付属設備使用料に減免規定はない。減免は部屋の使用料のみが対象となる。
委員	多治見市からの助成金や補助金の有無等により、減免団体の認定に影響はあるか。
事務局	影響はない。
委員	減免制度を知らない団体は、自身の団体が対象になるか否かがわからない可能性がある。周知はどのようなか。
事務局	公の施設の使用料及び利用料金減免取扱規則が制定されており、同規定により減免団体を確認することは可能である。更なる周知方法については検討する。

(2) 令和6年度決算からみた多治見市の財政状況について

委員	ふるさと納税の寄附実績はどのようなか。
事務局	令和6年度は約4.8億円、令和5年度は約3.0億円の収入実績であり、少しずつ増加している状況である。
委員	地方債の借入先はどこからか。
事務局	大きく分けて2つ。1つ目は公的資金で地方公共団体金融機構等からの借入、もう1つは民間等資金で金融機関等からの借入である。
委員	中京学院大学が市内笠原町に移転されることで、賑わいや活性化が期待されるが、財政的な期待はどうか。
事務局	文科省提供の算定式により試算したところ、初年度47億円、以降毎年18億円の経済効果があると算定されている。

(3) その他

事務局	次回懇話会は、令和8年3月頃に開催予定とする。
-----	-------------------------